

埼玉県立大学研究開発センター副センター長選考規則

令和 6 年 4 月 1 日
規 則 第 4 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則第 20 条に規定する研究開発センター副センター長（以下「副センター長」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(副センター長候補者の選考)

第 2 条 学長は、副センター長を置く必要があると認める時には、本学の教授の中から副センター長候補者を選考し、理事長に申し出る。

(任命の手續)

第 3 条 理事長は、前条の規定による申出を受けた副センター長候補者を、副センター長として任命する。

(任期)

第 4 条 副センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第 5 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行後最初の副センター長の任命は、第 2 条に定める手続きを要しないものとし、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された副センター長の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、1 年とする。